

## 平成23年6月三木市教育委員会（定例会）会議録

### ◇ 日 時

- 1 開 会 平成23年6月30日（木）午後2時00分
- 2 閉 会 平成23年6月30日（木）午後5時10分

### ◇ 場 所 三木市役所 5階 大会議室

### ◇ 会 議

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 前回会議録の承認
- 4 審議事項  
報告第4号 三木市立緑が丘小学校の学校薬剤師の委嘱について  
議案第5号 三木市社会教育委員の委嘱について  
議案第6号 三木市公民館運営審議会委員の委嘱について  
議案第7号 三木市立図書館協議会委員の委嘱について  
議案第8号 平成23年度三木市教育委員会奨学規則に基づく奨学生の決定について
- 5 その他  
協議事項2 第2次三木市立図書館活性化構想（案）について  
協議事項3 歴史・美術の杜構想（案）について
- 6 閉 会

### ◇ 会議に出席した者の職氏名

教育委員	1番	教 育 委 員 長	里 見 俊 實
	2番	教育委員長職務代行者	水 島 慶 子
	3番	教 育 委 員	稲 見 秀 穂
	4番	教 育 委 員	井 口 徹
	5番	教育委員（教育長）	松 本 明 紀
事務局		教 育 部 長	椿 原 豊 勝
		教 育 総 務 課 長	清 水 正 則
		教 育 環 境 整 備 課 長	井 上 博 務
		学 校 教 育 課 長	穂 積 正 則

文化スポーツ振興課長	松 村 正 和
教育センター所長	梶 本 佳 照
図 書 館 長	告 野 幹 也
教育総務課課長補佐	稲 岡 孝

傍 聴 者 0 人

#### ◇ 会議内容

##### 1 開 会

里見委員長が、平成23年6月三木市教育委員会定例会の開会を宣言した。

##### 2 会議録署名委員の指名

里見委員長が、本日の会議の会議録署名委員に、稲見委員と井口委員を指名した。

##### 3 前回会議録の承認

里見委員長が、平成23年5月定例会の会議録の承認について諮り、全員一致で承認された。

##### 4 審議事項

里見委員長が、議案第5号から議案第7号までは附属機関等の委員の委嘱に関する議案であること、また議案第8号は個人情報を含む議案であることから、いずれも三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、秘密会として日程の最後に審議することについて諮り、同意された。

【報告第4号】三木市立緑が丘小学校の学校薬剤師の委嘱について

○ 穂積学校教育課長が次のように説明した。

6月1日に、学校薬剤師会から、前任の学校薬剤師の辞職の申し入れに伴い、その後任に北川育子氏を推薦する旨の申し入れがあった。

任期は、前任者の残任期間である平成23年6月1日から平成24年3月31日までである。

なお、現在、北川氏に対して三木特別支援学校の薬剤師を委嘱しており、このたびの委嘱により緑が丘小学校との兼務となる。

(委員) 複数校の兼務は可能か。

(事務局) 可能である。

里見委員長が、報告第4号について採決を行い、全員一致で原案のとおり承認された。

## 5 その他

### (1) 協議事項

里見委員長が、協議事項2及び協議事項3はいずれも意思決定段階の案件であることから、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により、秘密会として日程の最後に審議することについて諮り、同意された。

### (2) 報告事項

#### ア 学校教育課の主要行事等について

- 穂積学校教育課長が次のように報告した。

6月15日に第3回定例校園長会を開催し、同和教育伝承講座、夏季教職員人権研修会及び緊急節電対策等について周知を行なった。

また、前回定例会以降に実施した主要行事は、学校関係者評価の評価委員向け研修会、別所小学校、口吉川小学校を対象とした教育委員会計画指導訪問、管理職等採用候補者の市教育委員会による第1次選考試験等であった。

今後の予定の主なものは、7月1日、2日に実施する中学校総合体育大会、7月6日に実施する東吉川小学校の計画指導訪問等である。

#### イ 教育センターの研修講座について

- 梶本教育センター所長が次のように報告した。

平成23年度の研修は、学力の向上を図り、知識やスキ

ルをしっかりと習得し、活用するとともに、豊かな心を持つ子の育成をテーマに実施することになっている。

これらの研修は、三木市教育の基本方針をはじめ、新学習指導要領、幼稚園教育要領、さらには兵庫県の指導の重点なども踏まえて計画したものである。

今年度の研修は、人間力向上教育コース、授業力向上教育コース、個を生かす教育コース、情報メディア教育コース、課題追求コースの5つの体系に分類して実施することとした。

(委員) 教職員の任命権は県教育委員会にある。そうした教職員を対象とした研修を市が実施しなければならないのか。

(事務局) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、市教育委員会も研修を行うことができると定められている。また、都道府県教育委員会が行なう研修に協力しなければならないとも定められている。

(事務局) 任命権等は県教育委員会にあり、県教育委員会でも計画的に研修を実施しているが、三木市立学校の教職員は三木市の子どもたちを対象に教育を行なっていることから、三木市の教育の質を上げるために市が独自に研修を行なうべきであると考えている。

(委員) 教職員の任命権、処分権は県教育委員会にある。市教育委員会が任免できない教職員に対する研修は県が行ない、市が行なう研修はもっと少なくても良いのではないのか。

(委員) 研修に要する経費については、交付税にも参入されているだろうが、相当の財源も人も必要になる。

三木市の独自性、三木市固有の教育課題等もあり、市が独自に実施する研修も必要だろうが、県と市の比重も考慮しておく必要があるだろう。

(事務局) 教育委員会が教職員の研修を行う根拠は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第18条、第45条などの規定である。

第18条では教育委員会に事務局を置き、その組織は教育委員会規則で定めるとなっている。これを受けた三木市教育委員会事務局組織規則の中に、学校教育課を位置づけ、その事務分掌に教職員の研修を定めている。

また、研修に関する交付税措置がされている中で、教職員に対する研修を行なうことは、市の責務である。

また、服務規律についても、教職員に対する任命権、処分権は県にあるが、市教育委員会が内申する制度になっている。

三木市の子どもたちの教育を向上させるために教職員がいる中で、市教育委員会にも一定の関与が求められる。

(委員) 市の関与が一切不要であるとは言っていない。比重の問題だと申し上げている。

県と市の教育委員会の業務量、責任割合等を考慮してその比率を設定する必要があると思う。

(事務局) 比率に関して基準はない。また、市が研修をすればその責任が市にかかるかといえばそうでもない。むしろ市が研修を行わない方がその責任を問われる要因になる。

(委員) 県がひとくくりで研修を行うよりも、市町単位で研修を行う方が、よりきめ細かな教育につながるという利点がある場合もある。

(委員) 仰るとおりだと思います。

しかし、市が、これだけ力を入れて研修を行なうのであれば、県が持っている権限をもっと市に委譲しても良いのではないか。

(委員) 教職員の処分に関しては市教育委員会から内申を行っているが、最終的な処分権は県教育委員会にあり、人事

権の委譲など議論の必要なところであろう。

しかし、小さな市町が独自に教職員を採用することは人員の確保等課題も多く、現行の制度にも利点はある。

今、議論になっている案件は非常に大きな課題である。本件に関しては、本日は、問題提起として事務局に受け止めてもらうこととし、この辺りで議論を終結させていただきたい。

ウ 文化スポーツ振興課の主要行事等について

○ 松村文化スポーツ振興課長が次のように報告した。

事業実施状況については、5月28日、29日に三木市の花さつき展覧会を開催した。競技花32鉢の内11鉢が入賞になり、28日に表彰式を行なった。そのほか、スポーツ振興基金事業として6月5日に実施した空手道選手強化練習会には、66人の参加があり、6月12日に実施した少年スポーツ大会陸上競技の部には、市内の小学5・6年生から延べ276人の参加があった。

また、今後の事業予定については、7月24日に文化会館で三木市吹奏楽祭を実施するほか、スポーツ振興基金事業として7月30日・31日には、吉川総合公園文化体育館で小・中・高校生を対象にバレーボール選手強化練習会を、7月31日には、市民体育館において市内中学校の卓球部部員及びその指導者を対象に卓球ジュニア選手強化練習会を実施する予定である。

(委員) スポーツ振興基金の年間事業費はどれくらいか。

(事務局) 450万円から500万円程度である。その中には、こうした講習事業のほか、全国大会出場者に対する支援等も含まれる。

(委員) 基金原資はどれほどか。

(事務局) 原資は2億円である。

(委員) 2億円の原資で、年間450万円程度の事業をしようとする、相当高利回りの運用が必要と考えられるが、運用は市教育委員会で行なっているのか。

(事務局) 文化スポーツ振興課が、財団法人スポーツ振興基金を所管しており、そこで行なっている。

(委員) どのような運用を行なっているのか。

(事務局) 2億円の原資を1億円ずつに分けて、1つは米ドル建て、もう1つは豪ドル建ての債券で運用しているが利子は年々減少傾向にある。

(委員) スポーツ振興基金の運用は外貨債券ということであるが、官公庁では、比較的安定していた電力株等の運用例もあると聞いている。このたびの東京電力の事故では予想外の株価下落が生じている。より慎重な資金運用に配慮されたい。

(委員) 事業資金を確保するためには、利回りの良い金融商品が必要である。リスクとリターンのバランスには神経を使われていると思うが、委員の仰られるように、慎重な資金運用に心がけていただきたい。

(委員) スポーツ振興基金事業の実施主体は、基金又は教育委員会のいずれか。

(事務局) 基金と教育委員会の共催で行なっている。

(委員) スポーツ振興基金で行なう事業の基準は何か。

(事務局) 体育協会に加盟している団体・連盟の事業を対象にしており、そうした団体・連盟に加入する個別の下位団体の事業は対象としていない。

(委員) 事業選択の基準、根拠を明確にしておいていただきたい。

エ 図書館の主要行事等について

○ 告野図書館長が次のように報告した。

ボランティアの皆様の御協力をいただきながら図書館に関する協働事業を推進していこうという目的で、6月28日に図書館ボランティア説明会を開催した。

今回は、図書館が所蔵する本の修理やカバーかけなどの講習に12人の参加者を得た。今後、より幅広い分野で市民の皆様と共に事業が展開できるよう取組を進めたい。

(3) 次回定例教育委員会の開催日時について

里見委員長が、次回の定例教育委員会の開催予定日時について諮り、平成23年7月20日(水曜日)、午後2時から開催することを決定した。

6 秘密会による審議及び協議

里見委員長が、議案第5号から議案第7号までを一括審議することについて諮り、全員一致で了承された。

【議案第5号】三木市社会教育委員の委嘱について

○ 清水教育総務課長が次のように説明した。

現在委嘱している社会教育委員の任期は、平成22年7月1日から平成24年6月30日までである。任期途中ではあるが、現委員推薦団体の役員改選に伴い5人の委員の改選が必要になったため、新たに委嘱しようとするものである。

このたび改選される委員の任期は、前任者の残任期間となり、本年7月1日から来年6月30日までとなる。

【議案第6号】三木市公民館運営審議会委員の委嘱について

○ 清水教育総務課長が次のように説明した。

現在委嘱している公民館運営審議会委員の任期は、平成22年7月1日から平成24年6月30日までである。任期途中ではあるが、現委員推薦団体の役員改選に伴い2人の委員の改選

が必要になったため、新たに委嘱しようとするものである。

このたび改選される委員の任期は、前任者の残任期間となり、本年7月1日から来年6月30日までとなる。

**【議案第7号】三木市立図書館協議会委員の委嘱について**

- 告野図書館長が次のように説明した。

前任委員の任期満了に伴い、図書館条例の規定に則り7人を委嘱しようとするものである。

任期については、前任委員の任期満了後の平成23年6月1日から平成25年5月31日までである。

なお、既に、今回提案の任期の始期を経過しているが、委嘱する委員について可決いただければ、6月1日に遡って委嘱させていただきたい。

議案第5号から議案第7号までは、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、審議内容については記載しない。

里見委員長が、議案第5号から議案第7号までについて採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

**【議案第8号】平成23年度三木市教育委員会奨学規則に基づく奨学生の決定について**

- 井上教育環境整備課長が次のように説明した。

平成23年度の奨学生については、5月1日から6月21日までの間に募集を行なった。

その結果、国公立高校192人、私立高校19人、大学81人、専修・各種学校18人の合計310人の申請があった。

このうち、所得基準に適合する308人を奨学生として認定したい。

認定しようとする者は、平成22年度比32人、11.6パーセントの増加となる。

三木市教育委員会奨学規則第3条に規定する奨学生の認定基準は、①申請者又はその生計を維持する者が三木市に住所を有

すること、②学校教育法に定める高等学校、大学、専修学校又は各種学校に在学中であること、③素行が良好で、向学心に富み、必要な課程を継続して修める見込みがあること、④世帯の収入が基準金額以下であることであり、これらは、願書及び在学校の推薦書により確認した。

また、所得要件については、世帯全員の所得証明書を提出いただき、審査したものである。

308人を給付対象とした今年度の給付予定額は、27,036,000円となり、前年度決算額比2,604,000円の増加となる。

また、今年度予算額の範囲内で認定可能な奨学生は303人となるが、残る5人についても、認定基準、要件を満たすことから、今後、補正予算により396,000円を増額して対応したい。

議案第8号は、三木市教育委員会会議規則第7条第1項ただし書きの規定により秘密会として審議したため、同規則第32条の規定により、審議内容については記載しない。

里見委員長が、議案第8号について採決を行い、全員一致で原案のとおり可決された。

午後3時55分、里見委員長が、5分間の休憩に入ることを宣言した。

午後4時00分、里見委員長が会議の再開を宣言した。

里見委員長が、協議事項2及び協議事項3を一括協議することについて諮り、全員一致で了承された。

**【協議事項2】第2次三木市立図書館活性化構想（案）について**

○ 告野図書館長が説明した。

**【協議事項3】歴史・美術の杜構想（案）について**

○ 松村文化スポーツ振興課長が説明した。

協議事項 2 及び協議事項 3 は、三木市教育委員会会議規則第 7 条第 1 項ただし書きの規定により秘密会として審議したため、同規則第 3 2 条の規定により、内容については記載しない。

## 7 閉 会

里見委員長が、平成 23 年 6 月三木市教育委員会定例会の閉会を宣言した。